

北上川流域ものづくりネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークは、北上川流域ものづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、企業、学校、行政が一体となって北上川流域を中心としたものづくり産業を支える人材を育成することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校と企業が共同で行う産業人材育成関連事業の総合調整
- (2) 会員（企業・学校等）のニーズ把握
- (3) 会員（企業・学校等）への地域の企業（学校）情報の提供
- (4) 会員（企業・学校等）からの相談対応
- (5) 地域における産業人材育成の進捗状況の評価
- (6) その他、必要な事業

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、第2条の目的に賛同し、ネットワークの事業等に参画するものであり、盛岡、花巻、北上、奥州、一関地域の企業、学校、行政、団体を基本とする。

ただし、それ以外の地域の企業等であっても加入できるものとする。

(入退会)

第5条 会員として入会しようとするときは、入会届（様式1）を事務局に提出し、代表の承認を得るものとする。

2 会員は、退会しようとするときは、退会届（様式2）を事務局に提出し任意に退会することができる。

3 正当な理由なく、第6条第1項で定める会費を2か年度納入しないときは、退会したものとみなす。

(会費)

第6条 ネットワーク会員の企業は、年会費3万円を納入しなければならない。

2 ネットワーク会員の学校、行政、団体は、会費の納入義務を負わない。

(役員)

第7条 ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 運営委員 20名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 運営委員及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 代表及び副代表は、運営委員の互選とする。

(役員職務)

第9条 代表は、会務を総理し、総会及び運営委員会の議長となる。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、会務の運営にあたる。
- 4 監事は、ネットワークの財産状況及び業務執行状況が適正であるかを監査し、総会において報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選出された総会日翌日から2年後の総会日までの2年とする。
ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にあるものをもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 会議は、総会、運営委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、運営委員会が議決したとき、又は代表が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 年度事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 年度事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 運営委員及び監事を選任
 - (4) 規約の変更に関する事項
 - (5) その他運営委員会において必要と認めた事項

(総会の定足数及び議決の方法)

第13条 総会の定足数は、会員の過半数とする。

- 2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成による。
- 3 ネットワークの会員の議決権は、1会員につき1個とする。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、代表が必要と認めるとき、又は運営委員の2分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

- 2 運営委員会は、運営委員及び監事をもって構成する。ただし、代表が必要と認めるときは、運営委員及び監事以外の関係者を出席させ、意見を求めることができる。
- 3 運営委員会は、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 代表及び副代表の選任
 - (3) ネットワークの運営に関する事項（評価を含む）
 - (4) 会費の改定に関する事項
 - (5) その他代表が必要と認めた事項

(運営委員会の定足数及び議決の方法)

第15条 運営委員会の定足数は、運営委員の過半数とする。

- 2 運営委員会の決議は、出席運営委員の過半数の賛成による。

(専決処分)

第16条 代表は、会議を招集するいとまのないとき、また、別に定める軽易な事項については、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 代表は、前項の規定に基づき専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(事務局)

第17条 ネットワークの事務局を県南広域振興局経営企画部経営企画室産業振興課に置く。

- 2 事務局の組織及びその他運営に関する必要な事項は、別に定める。

(会計年度)

第18条 ネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、代表が別に定める。

(施行期日)

この規約は、平成 18 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 8 年 5 月 29 日から施行する。